

平成19年度滋賀県立中学校入学者選抜要項

平成19年度における滋賀県立中学校（以下「県立中学校」という。）の入学者の選抜は、この要項に定めるところにより実施する。

第1 募 集

各県立中学校の募集定員は、各学校ごとに80人とする。

第2 出願資格

平成19年3月に小学校を卒業する見込みの者

第3 出 願

- 1 入学志願者（以下「志願者」という。）は、滋賀県立学校の管理運営等に関する規則（昭和32年滋賀県教育委員会規則第8号。以下「県立学校管理運営等規則」という。）第11条第1項の規定に基づき、その保護者（親権者または未成年後見人をいう。）が県内に居住するときは、その志願する中学校に出願することができる。なお、県外にその保護者が居住する志願者は、県立学校管理運営等規則第11条の2の規定に基づく許可を受けた者に限って、出願することができる。
- 2 出願は、1人1校限りとする。

第4 出願手続

- 1 志願者は、2の各号に掲げる書類を在学している小学校の校長（以下「小学校長」という。）を経て、次の表に掲げる出願しようとする県立中学校の校長（以下「出願先中学校長」という。）に提出しなければならない。

滋賀県立河瀬中学校
滋賀県立守山中学校
滋賀県立水口東中学校

2 出願書類

- (1) 入学願書
- (2) 受検票 出願前3箇月以内に撮影した無帽、正面上半身、無背景の写真（縦4cm、横3cm）を受検票の所定の欄にはり、小学校長の割印を受けなければならない。
- (3) 写真票 出願前3箇月以内に撮影した無帽、正面上半身、無背景の写真（縦4cm、横3cm）を写真票の所定の欄にはり、小学校長の割印を受けなければならない。
- (4) 入学確約書 志願者は、入学許可を受けた場合には、出願先中学校に入学することをあらかじめ確約しなければならない。

(5) 特別出願に係る許可書

ア 県立学校管理運営等規則第11条の2の規定に基づく特別事情による志願者は、滋賀県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）の許可を受け、特別出願許可書の写しに小学校長が原本証明をしたものを添付しなければならない。

イ 特別出願許可申請期間 平成18年12月1日（金）から平成18年12月20日（水）まで（土曜日および日曜日を除く。）とする。

3 入学者選抜手数料（以下「手数料」という。）

(1) 志願者は、出願に当たって、手数料2,200円に相当する額面の滋賀県収入証紙を入学願書の証紙ちょう付欄にはり付けなければならない。（収入証紙の販売場所：県庁出納局管理課（15:00～17:15）、県内の振興局、地域振興局および県事務所の総務出納課（8:30～17:15）ならびに滋賀銀行およびびわこ銀行の県内本支店および出張所（9:00～15:00））

(2) 既納の手数は、原則として還付しない。

4 小学校長は、志願者が県立中学校を志願していることを確認し、提出された書類の内容を審査のうえ、次に掲げる書類を作成し、志願者から提出された出願書類とともに出願先中学校長に提出するものとする。

(1) 出願者一覧表（2通）

(2) 個人調査報告書

5 提出期日等

平成18年12月19日（火）から平成18年12月21日（木）までの午前9時から午後4時までとする。

郵送の場合は、平成18年12月19日（火）から平成18年12月20日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。この場合において、小学校長は、郵送した時点で、出願者数等について出願先中学校長あて電話で報告するものとする。

6 受検票の交付

(1) 出願先中学校長は、小学校長から提出された書類を確認のうえ、受検番号を付した出願者一覧表1通および受検票を平成18年12月28日（木）までに小学校長に交付するものとする。

(2) 小学校長は、受検票を平成19年1月9日（火）までに志願者に交付するものとする。

第5 選 抜

1 出願者全員に対して、作文、適性検査および面接を課すものとし、その期日、時間、方法および場所は、次のとおりとする。

(1) 期日 平成19年1月13日（土）

(2) 時間	9:00～9:20	出欠確認、一般注意
	9:30～10:10	作文
	10:35～11:15	適性検査
	11:40～16:10	面接（集団）

(3) 方法

- ア 作文 考えたことや感じたことを論理的に表現する力、ものごとを科学的に探究する力等をみる。
- イ 適性検査 課題を見つけよりよく問題を解決する力、分析したことなどを説明する力等をみる。
- ウ 面接 志願者の意欲、目的意識、興味・関心等をみる。

(4) 場所 出願先中学校

2 選抜方法

- (1) 出願先中学校長は、個人調査報告書、1(3)の作文、適性検査および面接の結果について総合的な評価を行ったうえで入学候補者を選抜するものとする。
- (2) 出願先中学校長は、(1)の入学候補者の中から次のアおよびイの方法により入学許可予定者を決定するものとする。
 - ア 出願先中学校長は、個人調査報告書、1(3)の作文、適性検査および面接の結果を総合的に判断し、募集定員の8割程度について入学許可予定者を決定するものとする。
 - イ アによる入学許可予定者以外の入学候補者の中から募集定員に達するまで抽選を実施して入学許可予定者を決定するものとする。
- (3) 出願先中学校長は、出願者数が募集定員に満たない場合は、(2)によらず、(1)の規定により選抜された者を入学許可予定者として決定するものとする。
- (4) 入学候補者は、公表しない。ただし、平成19年2月1日(木)から平成19年2月14日(水)までの間(土曜日、日曜日および休日を除く。)において、出願者またはその保護者が受検票を提示して、出願先中学校長に申し出た場合には、当該出願者に係る(1)に規定する入学候補者の選抜の結果を開示するものとする。

3 抽選方法等

- (1) 2(2)イによる抽選の日時および場所は、次のとおりとする。
 - ア 日時 平成19年1月20日(土)午前10時
 - イ 場所 出願先中学校
- (2) 抽選は、出願先中学校の学校評議員等を立会人として、公開で行うものとする。
- (3) 抽選は、2(2)イによる入学候補者の受検番号を記入したカードが入った封筒を箱に入れ、その中から封筒を1枚ずつ取り出す方法で実施するものとする。

4 入学許可予定者の発表

- (1) 入学許可予定者の発表は、2(2)イによる抽選が実施された場合には平成19年1月20日(土)の午後2時に、抽選が実施されない場合には平成19年1月20日(土)の午前10時に、出願先中学校において行うものとする。
- (2) 出願先中学校長は、入学許可予定者に対して入学許可予定者証明書を交付し、小学校長に入学許可予定者の通知をするものとする。

5 区域外就学の届出

入学許可予定者証明書の交付を受けた入学予定者の保護者は、速やかに県立中学校に就学する旨を、入学予定者の住所の存する市区町村教育委員会に届けなければならない。

第6 不正出願による入学許可の取消し

出願について不正の事実があることが判明したときは、入学許可後においてもその許可を取り消すものとする。

第7 その他

- 1 郵送は、すべて「書留」または「簡易書留」扱いとする。
- 2 県外志願者に対する必要な指示は、この要項に定めるもののほか、出願先中学校長または県教育長が行うものとする。
- 3 受検に当たって特別な配慮を必要とする者の受検上の配慮事項については、出願先中学校長に特別措置願を入学願書に添えて提出するものとする。
- 4 出願先中学校長は、この要項に定めるもののほか、あらかじめ県教育長の承認を受け、志願者に対して必要な指示を行うことができる。
- 5 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。